



KPMG Newsletter

KPMG Insight

Topic ⑧

経済産業省担当者によるBEPS2.0
国内法制化と今後の税制改正の動向



Vol. **69**

November 2024

経済産業省担当者によるBEPS2.0 国内法制化と今後の税制改正の動向 セミナー報告

KPMG税理士法人
Clients & Markets (Tax)
FinTech Finance & Technology
BEPS2.0実務対策プロジェクトリーダー
小出 一成 / パートナー

本稿では、2024年7月26日に開催したセミナー「経済産業省担当者によるBEPS 2.0国内法制化と今後の税制改正の動向」として、BEPS 2.0 Pillar 2グローバル・ミニマム課税制度に関する日系企業の実務対応のポイントについて、税務、会計、DXの観点から解説した内容について報告します。
なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。

POINT 1

経済産業省 浅井 洋介氏による解説

経済産業省経済産業政策局投資促進課課長の浅井 洋介氏は、本講演にて、国際課税制度の最近の動向と地政学を踏まえた今後の国内法制化の動向について解説した。

POINT 2

BEPS 2.0 Pillar 2グローバル・ミニマム課税制度に関する日系企業の実務対応の3つのポイントについて解説

<税務> BEPS2.0の国内法制化が進み、今後、初年度の申告に向けての準備が本格化する。過年度のデータから影響額の予測値を算定し、未払税金計算実行の可能性について検討を行う必要があり、税務ガバナンスの強化が必要となる。

<会計> 企業が準拠する会計基準(IFRS会計基準/米国会計基準(US-GAAP)/日本会計基準(J-GAAP))によって、要求される開示内容が異なるため、それぞれの内容に応じて対応し、監査法人と事前に協議しておく必要がある。

<DX> 日系企業におけるBEPS 2.0 Pillar 2グローバル・ミニマム課税制度への対応は多大な事務負担を要するため、KPMG BEPS2.0 Automation Technology (KBAT)のようなDX Toolを用いた税務ガバナンス体制を構築する必要がある。



小出 一成
Kazushige Koide

① 経済産業省担当者による BEPS2.0国内法制化と今後の税制改正の動向

2023年7月、OECD（経済協力開発機構）はBEPS2.0プロジェクトに関して、BEPS（税源浸食と利益移転）に関するOECD/G20包摂的枠組みに参加する世界138カ国・地域（加盟国は143カ国・地域）が国際条約の大筋と実施に関する枠組み案の2つに合意したと発表しました。

OECD/G20包摂的枠組みは2021年に合意された国際課税の新しいルールで、第1の柱（Pillar 1: 課税権の新たな配分ルール）と第2の柱（Pillar 2: グローバル・ミニマム課税）から構成されます。これら国際税務に関する動きは、これまで「税金は国境越

えない」とした国際課税制度の根幹を覆す約100年ぶりの大変革とされています。

日本では2023年度税制改正（2023年3月28日成立、2023年4月1日施行）において「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」（グローバル・ミニマム課税制度）が創設されました。グローバル・ミニマム課税制度のうちIIR（所得合算ルール）は、2024年4月1日以後に開始する対象会計年度より適用されるため、今後、初年度の申告に向けての準備が本格化します（図表1参照）。

そのようなBEPS2.0をはじめとした国際課税制度の最近の動向に伴い、税務関連法令を遵守するため、日系企業が経営課題の1つとしていかに税務ガバナンス体制を構築していくかが重要になってきています。本稿では、2024年7月26日に開催

したセミナー「経済産業省担当者による BEPS2.0国内法制化と今後の税制改正の動向」について解説します。

② 開催概要

本セミナーには、日系大手企業のCFO、執行役員、財務・税務の責任者をはじめとする多くのクライアントにご来場いただき、各講演を熱心に聴講していただきました。

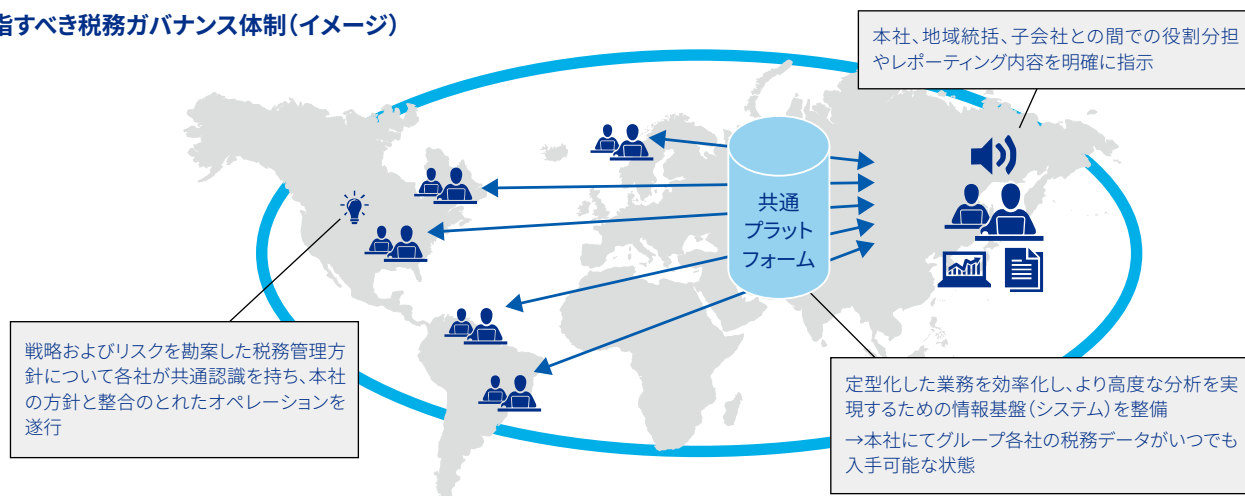
当日は、経済産業省においてBEPS2.0国内法制化の担当部門である経済産業政策局投資促進課課長の浅井 洋介氏から、国際課税制度の最近の動向と地政学を踏まえた今後の国内法制化の動向について解説をいただきました。

図表1 グローバル・ミニマム課税導入を踏まえた税務のDXの必要性

グローバル・ミニマム課税の導入により、対象企業の最終親会社に世界各地の子会社等から詳細情報を収集し、グループ全体の各国での実効税率や税額等を計算・報告する事務負担が生じる。

同税制への対応を契機に、情報収集等の定型業務を税務DXによって効率化するだけでなく、収集した情報を活用した税務リスクの早期発見や税務コストの削減など、グループ全体の税務ガバナンスの見直しや企業価値の向上に結び付けていくことが重要。

目指すべき税務ガバナンス体制(イメージ)



定型化した業務を効率化し、より高度な分析を実現するための情報基盤(システム)を整備

出所: KPMG作成

そしてKPMG税理士法人からは、BEPS 2.0 Pillar 2グローバル・ミニマム課税制度に関する企業実務対応のポイントについて、税務、会計、DXの観点から詳説しました。

III 開会のあいさつ KPMG税理士法人 宮原 雄一

開会にあたり、KPMG税理士法人代表の宮原 雄一より、BEPS2.0をはじめとした国際課税制度の最近の動向に伴い、税務ガバナンス体制を構築する必要性が高まってきている旨、また、その重要性について提言しました。



IV 『国際課税制度の最近の動向』 経済産業省 浅井 洋介氏

経済産業省においてBEPS2.0国内法制化の担当部門である経済産業政策局投資促進課の浅井 洋介氏の講演では、BEPS 2.0 Pillar 2グローバル・ミニマム課税制度実施に向けた国際課税の動向について解説いただきました。

BEPS 2.0 Pillar 2グローバル・ミニマム課税制度の導入に伴い、日系企業にとってグローバルで税務ガバナンス体制を構築する重要性が一層増していることから、情報収集等の定型業務を税務DXによって効率化するだけでなく、得られた情報を活用して税務リスクの早期発見や税務コンプライアンスコストの削減など、グループ全体の税務ガバナンスの見直しや企業価値の向上に結びつけることが有効であると強調されました。

なお、「講演では、KPMG税理士法人が実施した過去2年間の経済産業省BEPS 2.0 調査委託事業、「令和5年度および令和4年度の内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（諸外国等における経済の電子化を踏まえた課税の動向およびそれを踏まえたわが国の国際課税制度の在り方等に係る調査研究事業）」の結果も交えながら解説いただきました。令和6年分の経済産業省委託事業につきましても、3年連続にてKPMG税理士法人が受託し実施します。



V BEPS 2.0 Pillar 2 企業実務対応のポイント解説 KPMG税理士法人 小出 一成

KPMG税理士法人からは、BEPS2.0 実務対策プロジェクトリーダーである小出一成が、BEPS 2.0 Pillar2 グローバル・ミニマム課税制度に関する日系企業の実務対応の3つのポイントについて解説しました。

(1) <税務編>グローバル・ミニマム課税制度の概要

2023年度税制改正（2023年3月28日成立、2023年4月1日施行）において「グローバル・ミニマム課税制度」が創設されました。グローバル・ミニマム課税制度のうち、IIR所得合算ルールは、2024年4月1日以後に開始する対象会計年度より適用されるため、今後、初年度の申告に向けての準備が本格化します。

税制改正に対する実務上の対策として、移行期間CbCRセーフハーバー適用による対象事業体特定と影響額の簡易試算の実施（過年度データから予測値算定）、各国ETR（実効税率）計算に際しての入手情報の特定と未払税金計算実行に向けたスタディの実施（実行可能性の検討）、アウトソーシングとDX Tool導入を合わせた税務ガバナンス体制の構築（内製化の限界と税務ガバナンス強化）が重要になります（図表2参照）。

(2) <会計編>グローバル・ミニマム課税制度の開示

改訂IAS®基準では、BEPS 2.0 Pillar2 グローバル・ミニマム課税制度法人所得税に関連する当期税金費用（収益）の区分開示を要求しています。J-GAAP上では四半期対応は不要とされていますが、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき当該法人税等の合理的な金額を見積り計上することが必要です。一方で、US-GAAP上では、いまだ特段BEPS 2.0 Pillar2 グロー

図表2 税務編 実務対策のチェックポイント

BEPS2.0 Pillar 2 グローバル・ミニマム課税制度への準備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 移行期間CbCRセーフハーバー適用による対象事業体特定と影響額試算の実施（過年度データから予測値算定） ■ 各国ETR計算に際しての入手情報の特定と未払税金実行に向けたスタディの実施（実行可能性の検討） ■ アウトソーシングとDX Tool導入を合わせた税務ガバナンス体制の構築（内製化の限界と税務ガバナンス強化）
----------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

出所:KPMG作成

バル・ミニマム課税制度に関する開示の明確な指針は出ていませんので、これまでどおりの対応が必要と考えます。

(3) <DX編>DX Toolを用いた税務ガバナンス体制構築の必要性

日系企業におけるBEPS 2.0 Pillar2グローバル・ミニマム課税制度への対応は多大な事務負担を要します。そして、会計監査および適時開示に備えるため、世界で最も申告期限が短い国の1つである日本では、非常に短期間で複雑な税額計算を期末後すぐに終えなければなりません。この困難を乗り越えるためには税務業務の階層化が必要であり、日系企業の税務ガバナンスを変えていくためには、企業トップマネジメントの mindset の変革が重要だと考えます。KPMG税理士法人ではTax Reimaginedと題し、DX Toolを用いた税務ガバナンス体制構築のご提案を行っています。また、そのDX Toolとして、KPMG Digital GatewayおよびBEPS2.0 Pillar 2の自動計算が可能なKPMG BEPS 2.0 Automation Technology (KBAT)¹を提供しています。



VI

質疑応答

各講演後は、経済産業省の方へも直接質問できる大変貴重な機会ということで、閉会間際まで積極的な質疑応答が行われました。閉会後も、クライアントとKPMGパートナーが活発に意見交換し、大変盛況のうちに幕を閉じました。

¹ KPMGジャパン、BEPS2.0 Pillar2向け自動計算ツールの提供を開始
<https://kpmg.com/jp/ja/home/media/press-releases/2024/04/tax-beps-kbat.html>

【開催概要】

「経済産業省担当者によるBEPS2.0国内法制化と今後の税制改正の動向」

開催日: 2024年7月26日(金)

開催場所: 経団連会館

主催: KPMG税理士法人

プログラム:

- ① 開会の挨拶
(KPMG税理士法人 宮原 雄一)
- ② 『国際課税制度の最近の動向』
(経済産業省 浅井 洋介氏)
- ③ 『BEPS 2.0 Pillar 2
企業実務対応のポイント解説』
(KPMG税理士法人 小出 一成)

セミナー録画および資料リンク

<https://kpmg.com/jp/ja/home/events/2024/06/tax-meti-seminar-202407.html>

税務コンテンツ

ウェブサイトでは、税務に関するさまざまな最新情報を紹介しています。

<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2016/05/tax.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG税理士法人
 Clients & Markets担当
 BEPS2.0実務対策プロジェクトリーダー
 小出 一成 / パートナー

☎ 03-622-8039
 ✉ kazushige.koide@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

kpmg.com/jp

本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト©IFRS®Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 はずき監査法人は IFRS 財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS 財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項：適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会と IFRS 財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されず、この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」は IFRS 財団の登録商標であり、有限責任 はずき監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および(または)登録されている国の詳細については IFRS 財団にお問い合わせください。